伊地知文庫
文庫20
314

百人一首

伊地知文庫
文庫20
314

百人一首抄

伊地知氏書冊

右百人一首は京極黄門小倉山荘にて撰ばせ給ふ百人一首とて世に行はるゝ出でとる、
五人は法名撰ばし
中ハ行たて集の撰定まのゝ中にて故ハ
事道ハ[illegible]より[illegible]
端より然る言葉を相たがへて[illegible]
[illegible]と此集ハ[illegible]
る集[illegible]
黄門のゝ[illegible]
百人乃[illegible]
此大[illegible]
[illegible]

文庫
314
TNW

後撰の比の詞勤と云ひて新勅撰と云へる名
彼集此百首は同じからず十分の内六七分（此百首人一首つゝ之餘情無比類もの也 心は新古今より入て詞は古今にかへりて新勅撰と此百首との心同かるへし 和歌の骨髄は）
新は三代集にあらずや 新古今集は花実相対する
集なりとさるを後撰は実過ぎたるや 拾遺は花
実相兼ねたる物とて師説おほされしとなり 此一
集の建立として後代の風と定めらる 是彼新勅
今集とは花隠れ上皇をあはれとおもひける
其心をも後悔の事を得ぬ 然れば新勅の心は明
らかなし 撰此百人一首の人数の中に也いの如く云ふ
のうの見えず 文さもあらば撰者としても見えず不審の事也

後京極の心は人の上を察ればあはれとも思ひて
よろしのものを選みけれど撰者はもとより人の上（も入へきし）
をもとひもしられは其人の上を思ひてまもとられけれ
は思ひてたのもしからずもとて（世の）さて其の人は
ねをとへ見ることは其人の名誉あらはすとて哀れと
うちへられ 此百首を撰ばれし人あまねく知ら
されるに然れは其人の心をそへてうかむ 又其の
人は随分とおもふゆへ入られは其の事を
しらるゝや 彼山荘の事もとより
おもひける人あるとは作者小倉山荘の事なり

あるあまの代とあまくだりとう
当対し彼を抵のうらおもてあり此等歌
ゑ口伝ありて接ぎ合ひ落らさりけ
れと大かゝの趣ゆゝしむるかり志なてハ伝
受ありすし此中或者漢代学のめてしある
ハ法あるへしと入らるゝ此百そゆ二段家の骨
目しけるとして後世ふのうるもさるを
まるるとう所況白

又尚庭ニテトヨミタル人ノ考ヘナルヲ入テ当ニ思ハンヲハ
隠然トリ上モ常ニ
ツヲカヘス
タヘヨミ
出ヘキニアラスハシ
感ニテ擯
入ラレタリ

刈稲の況を万葉をこゝ園推あり
後撰秋中よ新しく
と載六帖オ二よハ万葉
の歌ゑ出ぬ

万葉集ノ況ヒ
ゴトニシテ此帝ハ大藤籍
トヨ心を合サル歌

鎌倉時代

天智天皇　天智天皇
天武天皇

後撰第六秋

秋の田のかりほの庵の苫をあらみわれて
うちの庵と二段対稲の庵一段八個庵のい
なり刈稲の対もうしてとるに位ぬる庵
のいなりてうるゆゑ例の意向にて万葉に
秋の田乃庵ハ対稲て秋も未るゆゆ心なる
を持て、苫と云ふ歌ハ
たふてとまあらうるとく新油のあるとう
うのゆゑ万葉況述懐のうちこの歌ハ別

後撰　天武天皇　天武天皇
元明天皇　女帝日本天皇女

我入家を誅しあひ其
お家中興の君にて
おしまきは御国忌若前
の役あるも七家の大祖
にあるかうへて代々除き
もうことあり家を六
の家は万家古今第の
七々家にて成を宰平
となり織女とあつて
よかるがやく是は土民
の家にて天子代御身を
土民の子にあかのひてよ
ありことゆゑ

されてしかれ特共をおもはれ給て刈萱の実と
まへく性来の人となりとて通しめしけるに
ありて天子の御身にて御用なかとあるゆゑは三方
もしや結ひをやとおかしめれたゝ結ひよるかたかの
ならて覚悟よへて大き行義ぞしけらは上代
の風にて上古はくやよく民いまれ猶は臣翔はおけし
おかの法に能を修持をも宰にまうかは徳
と云説あれもきてかりそよもしくしとて行も是をとよむ
てしいふるは此清門教分労をは法にあはせ
性に基故に民の上を一隣つとくせむのかし

此ヒ天下の説をとろし

ころなり結ひよるかり唐まても国とする民の
人を鬼にと法恵して不仕の行さうれとさ子
の法を知にあらさことゝそうれなしと称たる田は家
家にあれてはいふろししるし天子の清事
にて感深きなり

万ナ

秋田のなかりかとつゝ称とれは武なる家王にかり
かりかゝはうかる唐し古来の法唐とのけり法
説にに天智天皇九射に法花あたしる日本記を
かの代記および見不審は重れの真筆は法国
此法家は古民のともれそ儒唐にて父母と見れ結

[illegible]ましこと[illegible]天子に[illegible]の[illegible]
[illegible]ひろまりて[illegible]屋と作かくこと[illegible]
あ[illegible]の屋とけ[illegible]
汲日易月といひて十二倍序に[illegible]
[illegible]あるなり[illegible]
[illegible]れをとりにくく月[illegible]
[illegible]て供の四[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

舒明后牧昂信皇極天皇

玉毋の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

△持統天皇の御母　女系　天智天皇女二皇女　又鸕野讃良皇女諱、
伊賀采女　大臣蘇我倉山田石川麻呂女　天武天皇后草壁皇子母　系圖

新古今

春過て夏来にけらし白妙の衣ほすてふあまの香具山

天智之下見へたり　郡大和国　高市郡藤原宮　大宝二十二二十日崩

此哥春過夏来にけらしといふ句のことにもつくさるやうに見えてさる人いかゞおもふやらむ二月既去三月已来杜甫の句也此句の心をよくとれるは此哥部若中夜詠の春なとに入らる衣の歌といふべくもよくこそいへ伊勢物語にもとまる衣へてきこえしかばをとこいふはつきてる衣偶詠に入られも此れをよくえんい入らる詠しふて春さる白果とは云いわけ此のまかた見えし此哥と夏衣の事とくらいは天のかく山尾林

夏は衣をかへ物にしてかれて干しさらしつ春色ぬれは衣も白妙にてかつ山明白にみゆるとも白妙衣の衣かれとはいふなり何の衣の孫まいふなりいへてのあきらかにみえぬれはとて白妙の衣とふなり云人あり春の夏は衣の衣はたいかなる山ありの衣とおもひ夏のやうにみえれは白妙衣といへる衣の衣ともけていへる詞と見れは昔をとしいへて衣ほすにかしといへる国にて大切の詞なり夏蒔一にあるかしいゝれには衣ほすとある関して新古今には衣ほすてふと云

大井川のうぬるきとの仕人なんどにうりとこいわとと
ふれきれうけ山うるきにてうるとこれといつて
ふれらうて云つけさし天の考久山い天延古沖わ
まの鈴ヶうりこもり拾ひ一対と三兄相るとなん
うて八百万神達神無月にて山の様をうり
きけーるあうれられ社ヶとひ〜ようて二度
山家をたて一対ゑされいうるこにたうこうして
アとうやきかこたをいかんとこうて家の元とな
きて四月さけ山のうくうるとの月のたいうるも
元のうきりのふれいうくのうくいうたうて

拾七丙

拾七丙　天智天皇四年八月敬光天人也淡海
大津姫拾七人也蓋上皆〜うるも仕拾遺
文武天皇勅曰高市天皇子
昔月の山うれ乃きうるのかくしあというもぬん
四方いうたうるうあるほうたてあひ年のとうら
出一うるうる山うれ乃の考うるのとうひて
もくーあををいうるれいうれとうるくあう
たうきれし迫のつきぬうして風情を長国
かうるうとハ眼をうけてあるゆうてうの世と
三月一五日五拾の考うるも作ん本乃の考情を

おもてに書きて是を食しものつくられつ平つる
る天狗の字仙法とた今の世に宿安たるとて
世たとりうるや

△岩の赤人 赤人 ※但不詳 亦亀 天平之比人やうし

或聖武治世人と 一説人丸同時人こゝ

新古今 日よの沿るを出て見れて白妙の月なる雪ハ月て
けり万葉ありうたいとハ書ると云

山部赤人望不書山稲 一名毎年

天地之分特位亦左俗手高尊隆河有布士
紙言嶺辛天原振放見者度日之陰毛隠比照
月乃光毛不見白雪毎作去波代加利時自久
曽雪者振冨留詰告言雑将往不書雑言
嶺尓雪波零家留

反歌 田児之浦徑打出而見者真白之
不書雑言 岩尓雪波零家留

右の歌ハ打出てこれまてろ歌ハ
雪ハ降りなりとしまるとのあるの雪ハ降
けるとやうつてこれを新古今入られると山
ハ日よの沿のとひかさを立出てこれハ地
望りをうつて仙洞を望ぬるの世る岩の

香とそうるんとをいひ吟味せしあるの面白
ものとなるねのめたるとも面白なくて
さまつりといひのへるる者奇異なるにこそ赤
人の方とは者うるあるべくたしまうと以
つし考めのいろ和は言うつつこいろ俗情
こさうの面を即めの現をもつて
序の序文又山の人乃あり人といふ人あり名
にあやしくたしなり名と人名は歌人のみまたむ
こうかくあり人人名のまうてんとかくこん
ありけるこあり世と考他の和をわるつて

△猿丸大夫　左伝云　官姓時代あれ知ら
或系図云　用明天皇　聖徳太子　山背大兄王
号猿丸大夫　弓削王　祇園云　天武御子弓削
道鏡ノ号猿丸　付説不審　聖徳太子孫
弓削王と猿丸大夫と号しるを道鏡法師
こいつ弓削ろけて思ひあるまれるなるる
又下野国芳賀郡の住人の別当よ
うるる流罪の対万地玉芳姫ちの別当よ
なて被をしるる　祇園云　誤多先略
長明方丈記　玉四十猿丸大夫四位之

古今秋上
奥山にもみぢふみわけ鳴鹿の声聞時ぞ秋はかなしき

此歌奥山にといへる五文字肝心也もみぢは端
山のもみぢをちらして奥山のもみぢ散残りけるに
のこりて鹿はなくといふなりされはまた奥
山のもみぢは奥山よりちりて又山のところまて様し文
庭なとにあるはもみぢ山よりもはのちに名付様し
花はもみぢはかつらをふみよりは咲て後に山寺
さきけるや此歌は秋の初時のかなしきといへ
は鹿のうら悲て鳴とき秋至て哀れしきと
いふ事し此秋は此歌の秋なる声聞人なり

至る人にこそされは此情はときならぬをしみつれ
の先達のあまたの作り多く身やあはれとの歌
といはれしとぞ作意の歌にて
新田山橋をわたるやうにふみても鹿のうらに
△中納言家持 天平己巳生 安丸孫旅人子也
大伴宿祢安麿 大伴宿祢旅人家持
大伴安麿ハ大伴黒主ノ夜須良丸ノ四人の

新古今冬
かささぎの渡せる橋におく霜の白きをみれば夜ぞ更にける

此橋の事七夕にいへる烏鵲成橋といふ名あれども
此歌のかささぎ乃橋は天のあまなる宮

仁安元年八月十五日の夜の雪に起出て月を
なくさしにさしつる天の川をむかひて竹し出て
ありし元天皇の御時に服部の遠江守
あり[illegible]結政の[illegible]天さかれる遠江守
[illegible]狩しけるに[illegible]
[illegible]
たる保政なりに起出くさの[illegible]感情の
きりあるべしなりあり又都の移れるきのねん
殆のちるまでまけいと又あるべしやらまやう
なりにたる人位もあるまいりあるべき

あるべし[illegible]
きて仮設るまでと未代の人心あさまにより中
あるべし[illegible]
太相物語に云京方ねいとうのおかいいるのへま
うて[illegible]
たりあるべしなく相しあるべしとそ
きるいつ[illegible]
きこしめしかしあけさいくさ生涯[illegible]
にあり[illegible]
きて法[illegible]

霜の上と云ハあまのかはらわけこゝろにわたりたる
むの所にあまくしれハとおもハれよおもしくおかし
てらの杉ひとよりみまいりあらひたて大柘
し物の間ニ思ひ常にしろく所えしてゐりたる
暑し此うたも家持の鵲橋と同しやうなり
鵲の橋乃事 宮殿たとへていふ事ハ 此説
和注しあれバ末の世の人心得るやおもハれ侍り
先河ちの事と鵲の橋と字ある 其文ハ秘
すりや

△安倍仲麿

孝元天皇御子大彦命孫 倉橋丸九大臣ノ始也 一名仲麿呂
一説内麿 古傳云船守子 中務大輔正五位上 従三位安倍
朝衡息也 又云大納言朝臣男也 祢従ノ秋 藤比人を為使
此注不審 此仲丸ハ星性ノ生来人也ト

古今羇旅 在唐

天原ふりさけみれハ春日なる三笠の山に出し月かも

此うたハむかしもろこしへ物ならひにつかハし
たりけるにあまたのとしをへてかへりまうて
こさりけるを この国より又使まかりいたりけるにたくひて
まうてきなんとていてたちけるに明州といふ所の
海辺にてかの国の人むまのはなむけしけり よるになりて

月のいとあはれなるさまにて侍るとぞ
いへり仲丸久敬を学て四教の付属人錦谷の持
仏坊のあるじ人に天正天皇の法華経感得の
為し利根弘双の人にて四教を人とと惜て教をんと
なるしされども奇瑞ありて四教をしへ
さけられたり仲丸八天文道を極る人なり
はるは天地をものの裏に入くるうち月と夜人乃
うるといへり天地を外天の学問に彩り
拾ひ秀日大明神を祝ぎて三ひあるれ
ら月日りうと云心と三ヶ山は世自のもとの社八

力さけ八捲（ヒツサケ）の字乃ひりうと云ふ根ハ
ひるまし文根下（サガル）しとと宋長可云と来たる
主休日記よあとうかりとあるさけられたるみ
ひらと書信の記よるひつるものに徒信用る祇
記ふ心もろう人の名ときかしうる月八明白
ふ里のかまてさとわうそりあるまに神の朝
北ふ記の京まて三月のひうのひしる相的
をかりてうるのあてれ八の京に入るやう
なれ三皇の山に出一月のもとうれ山
ろう一人のみ移とそうう天在を強の

事もなき此のこゝろ得多き事にて有長言修行
つきるなりしとぞ
△喜撰法師　宇治山隠侶遺跡有洞室元ト大佛曰
橘奈良丸子で或刑アテ名虎氣卜自ら云侍
但不審　基泉ト云人弟子也和哥式作る也同人か卜被疑

古今雑歌下

わが庵は都のたつみしかぞすむ世をうぢ山と人はいふなり
辰巳とハ京の東南に二三里へだゝる大不行也
先辰巳序にもあるなりわかくきこえぬこともあり
此哥ハ喜撰とのみしく宇治山の奥に身にかれ
さめゆるを見してもあるまじき心とは秋

こゝは住ゐる所といへりまた宇治ハうきとうし
と云なり誰を身と住つとやさしくも心を喜撰
たるまゝや落葉の心ハ世をうぢ山と人ハいふと
喜撰ハ世も住ゐる此の都し都のたつみとハ方角
をさしていへり辰巳の序をも初て猶うらみたれ
とある世をうぢ山と人ハいふともいふ事故
人ハいふなりとよめる心をさしている又秋の月と
ある暁の空にあるかなしとおけるそこハ姨捨
する月ハ此僧よ空のうかりけると姨捨さし
つるかれといへりもしけ空のかゝりけるさま猶乃

子にて百日ありそしていろはんとそうろうしたの
ゆいはがこの王実坊のこころをおもいうるとて天台
新王の寺門王実坊の弟子蓮心と云ふ人一会かうれいの乃心
といふ又若王寺の僧侶おこりとい心慶といつ又蓮心と云ふ受想行識ぜんぜんのあいまり
て六生の形をあらわしてい法をたもつ山王蓮乃
中王をとゝ六生の体受想行識の法と

△小野小町　出羽郡司小野良実女　又王光院の法
或説に出羽郡司小野良実女　又王光院の法
当院如くに明持人

左ノ下

蓮心をいろいろかいてこれに弟子に書保をまた
小野の小町の歌一首の歌をつけ彼集の歌をつけ
ろうとい表紙の法あり表紙のさきたるいろ
ゆしるふさえとかりひしこ之をめいてしけて
らやくやらりまきれてをしくるもしこれを
迷いうつりうろうろとあつてをしこの法いろの
たろうてゆゑいまこのゆゑのわとろつとこと
ゆゑのゆもしくうつりてこうあつめとわりひやろ
なりおろあきーろいーろるむしろ法いて氏て
おろあもーろとうてあることとかされとこ

花妙

風雨多とかつしけ多に雲にいわれて耳に雲
上人の去ぬ時ぬ雲に雷の雲を三百そしと
今のしの松ふ月に出る月れを取て風とたちに
ゆ出て泊さとにの宮あまて指雲う雨の雲の雲
ハうりに多ふ一　そて雲迷と行ふの雲
春の雲ことのこうらいハ一のうと雨ぬの
底しあれなるやうあて つよあ底いてよ雲
をるのなやあるあるまうつよぬあの
うなれハるて　とと　六人とさて
あける中ハ雲やつよぬ女の雲とたの

ゆなるあるしき雨すこき雨もありされるを
うとそうるハるれ女の舟あるやうなると
ハ雨なる

△探丸　今仮ノ探丸仁明の御の道人と常不利髮
世人号翁或仙人を云ど

三史侍従世人育月と云漢ル仮撰ム雲
の雨雲指仮の雲て仕事の人とそとと言
月ふハるるるる（ふ）雲と言ハる五層の
四の見宮とるて雲し五層ハ却見煩悩衆生
命なる又延喜の宮さと言る甚雲形春
よけ人の雲ハ延喜の帝年三歳を法号信

延宝五年の比、廿二歳にて初めて知恩
院長明の方丈に云々。業体の歌を分て稼ぎ
の道のことゝなるべしと、文曰世間おろそかなる乃
冥の明神をいむ事なかれ。うのはやの乃
をとこ山にて、うゝ沢とゆるして住みつゝ
今もらうるたよりなれば、昔国者三のとも乃
使て和歌をつかはす。良寛家の良かゝ
なるものまて百余人ばかりの
ていなりとゝ。或おとゝ或人ゆ
物よ今俗の歌とゝ或おゆ玉目録

よ蜂屋に住人なりとゝ
情歌伝不随身。段目只以落情帰ストよ
向伴の曲ハを代ゝ辛彼美云不見根但
歌ゝゝ。又段目ゝゝ
云ゆ俗ゝ和琴と弾とう
の曲ゆ俗ゝ流水高木
或音或ハ法師ゝ。晴天ゆ
後撰新 これやこの
仮撰ハ行かれてゝ
庵室ゝ

あり[illegible]れやこのとゝ[illegible]仮の[illegible]をあつて[illegible]
ゞ面に[illegible]の性来せまるゝ[illegible]下のゝ[illegible]者
定新のゝ[illegible]性と是[illegible]とい[illegible]情のゝ[illegible]
き[illegible]と[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]理と[illegible]ゝ[illegible]ゝ 三界六道情也の[illegible]
[illegible]人性[illegible]性[illegible]と[illegible] 秘蔵宝鑰云凡夫
作[illegible]と[illegible]盛[illegible]と是身相万種石生故名[illegible]
生恩癡[illegible]智均彼[illegible]羊[illegible]弱故以[illegible]
生[illegible]好一[illegible]死亦人[illegible]所也然猶生[illegible]情[illegible]
死去死去[illegible]倫三[illegible]生我父母不知生由来受生我

身亦悦死[illegible]所去願留去冥々不見其着臨
来し漠々不尋其[illegible]三辰戴頂暗同狗眼五
嶽載足迷似羊目営々日夕[illegible]衣食獄趨々
走[illegible]名利[illegible]坑 又云四生盲者不識盲生
生[illegible]生暗生死死[illegible]冥死終
△参[illegible]管 姓小野 参[illegible]左大弁号野相公
敏達春日の皇妹子 毛人 小建[illegible]毛野 永見 岑[illegible]大武
葛[illegible] 道風
管 保衡 好古 行[illegible] 三木左大[illegible] 十管 破軍星化効
官八文章生 陰[illegible]少忠大内記[illegible]人 [illegible]左宰[illegible]

東宮学士降正四位卿兼侍従の極官

[illegible]の屋やら沼のつけて侍出はべりけるあまの釣船
[illegible]沼文昭故法[illegible]るのされなる釣舟のうてむ
[illegible]京の[illegible]人のもとにつけてけるあるいまは仙
の屋といひてたるうあれはまあや大方の人
いに海海の歌よむ人[illegible]
て見い侍人とりうてまぬ侍ふるあふ心
いたらんまさまあるいけ的うてはかく
の沼と言ひてけるのさいをとるは
文まさのかりやうふかゆるのりさといり

されいれのゆるを[illegible]
きとされるたらひ[illegible]ありを家ある身お
れいそんとさしてい[illegible]
るしの[illegible]ありうをちやうをいるうけを
いりしかり[illegible]あるんいつけをいるん感ず
沼云いるのいてをとそいむしし文
侍罪のう 弘和元年二月水谷遠度副使と
[illegible]の四船[illegible]海に[illegible]
教さるるあけ十二月[illegible]動して白[illegible]内に侍[illegible]と合
が境に使れ急に病と称して[illegible]

法に依て死罪一等を降して遠流に被処べしとて
隠岐国に配流せらる。此趣は第一二の船のあらそ
ひなり。大使上奏して改て第二之船と第一とし隠して
大使是を第一の船と第二と為て副使篁を
あてさせんとす。篁是を怒て病と称してつゐに来
憤をやるとて西道謡と云詩を作て遣唐の役
譏れり。其詞かろからず忌諱を犯。嵯峨院上皇此
詩を見大怒給て此罪を論じ給ふ。文承和五年十二月
隠岐国に配流せらる。承和七年四月召還さる。六
月に京へ入。同八年閏九月十九日本の位に叙す。十四年正月十二

日参議に任。同四月廿三日弾正大弼となる。仁寿二
年十二月十九日従三位、同廿二日卒。五十一歳。又此流罪の事
三ヶ條ノ異説あり。一には無悪善といふ札を
よみを訓には二四の字をさかさまによむに付て嵯峨
院の上皇ましまさんには嵯峨院なくばよからんと
云心なり。此点を筆のとがに依るとして流し
よるとて一つの罪に処せらる。又一には大使に従ひて
しく二合船二席ノ船のあらそひによりてし。又一には（前にあるがごとく委し）
近江に流とて罪を王法に偽して

△僧正遍昭

俗名良岑宗貞 号花山僧正 又号良僧正
仁明帝の世出家 寛平二正十九卒 七十五歳

桓武天皇

平城天皇
嵯峨天皇
淳和天皇
仁明天皇
良岑
宗貞
素性
由信
仕之 玄利

左下執筆上

天皇、位をさりたまひしのち、世をのがれ、
東山なる雲林院といふ所に、
かくれゐ給ひて、
のち、
はつかの月の
あかきを、
ながめ給ひて、
よみ給ひし
歌、
あかでこそ
思ひ
なれ
ぬる
月の
ひかり
に
あ
ま
た
び
の
ね
ぶ
り
を
さ
ま
す
ら
ん
と
ぞ
思
ふ

雲林院よりとうでにあるこの院まひの西のとまや
なりけり。この院の日本記にもこれ、朝日を
云ふ。あり。毎年十月にあるべき大嘗会の特
けにこの院のおとりの花、昔、淳和天皇の
吉祥の源の定、しく、なりの対の、なりの吟
を弾じて、心と、なりまさせ給ひ、むかひの山、花
より、あやしき、ものの、なりと、思ひ、給ひ、
の中に、此歌の、なりあり、
まことに、花、の、ものあり、
とて、なりと、思ひ、給ひ、
小人、つの、ものを、

よなひろうあれよりて西院といふなつけ給ふとし
これより此山を称して天つ帝の御執
し女子しをとめさしむと称してしめさせ給ひ
そのあとゐの神まやまれとうけして五節とて舞姫
をとゞめしは当時建札の此の所々に
天つ風吹とぢよと詠しはこゝにあらぬらきふこゝろ

△陽成院　諱貞明　左傍ハ手清和第一
文徳天皇―清和天皇―陽成院　天暦三年九月廿九日崩
皇太后藤原高子　二条后　号染殿入道帝母
中納言長良女　貞観十年十二月十六日降誕
同十一年二月一日立皇太子二歳　同十八年十一月九日受禅　九

天暦元年九月廿九日崩歳八十一　又云陽成院ハ二条
院と号す清和ノ太子也と云々御在位は八年也
後撰恋
筑波嶺の峰よりおつるみなの川恋ぞつもりて淵となりぬる
此歌ハ釣殿の皇子に遣はしける　筑波山
みなの川とは常陸の名所也　此のみなの川のもとは
至りて細く是の水となりて流れの末の方
大河となりて淵となれるを　恋の心にたとへ　此川乃
末藤川へ落ともつらなりて流るの下也
くりて河となれる　一滴つもれるをまいふ
河となれり　是に帝をし　歌の心は大略此

分し云の由なりて自ゆるべし。天子の法
[illegible]
法ならず。西ハ下の悪とならし。大王の宇
さんとこそなすべし。

△河原天皇

源融 源弘仁二年生母正三位
大臣録ス

仁明天皇
源融 嵯峨天皇十信一位号河原大臣
男女皇子五十人ありし

右同昭宣公ハ
賜正一位

大臣ノ上

陸奥の青ふくろ[illegible]

大政為東宮九月十七日の條ニ云信夫毛
地摺千端云々

[illegible]
その序し。地の[illegible]
[illegible]
[illegible]
陸奥の青ふくろ[illegible]
[illegible]
[illegible]

△光孝天皇 諱時康 仁明第三皇子五位三年号 水平

仁明天皇
文徳天皇 田村帝 母皇太后藤ノ
宇多天皇 光孝天皇 嵯峨太皇女
母宗康親王

大秀ノ上

元の房長の娘を妻にわれつゝ和歌をよく習ひ、
母上に和歌のみを教へられてまづ名付をわれと
たまひ、今は法号を授かり、仏門の内に刈束者
北條殿しわかる新古とい賢しく新古ふ
るを聞人日上菜葉と法号をつけ賢の
おのく国司に成物語に若葉の巻下の
巻聖をもてなしけみつと五十三にて
法住院に出家し、手慣のはよも歴に
ゐて信和法師法号をもとくるく閑寂の
法未を徒然に成て、手慣の法号

なるを即住しのふい法慣のみをかなる
百しは法号を元ふ体と云ん体をもるを
葉平の情あり名りて相たるに元といふ
ふ名ハ居下ふに若葉をのゝ名きを
法号なり其のゆゑとも家なるはうまあ
ら住住室の対ふ号をしらしく若葉
をもむん今号言ハ新編のるを元なる新
見ふて書也ハあは若葉ふて人とは
情懸のあし元をためといふう上一人下
万民ふを心ふ法号し考れハ云下と云

[illegible]

△中臣氏系図

- 極武天皇
  - 天御中主尊
    - 阿保親王
      - 大江音人
      - 在原行平
      - 在原守平
      - 在原業平
      - 在原仲平
  - 行平兄弟親王

大歌別表に

[illegible]

あり粉河寺のゑこの辺法別伯耆山と
ゐるとゝへてよるゝこと名高かるとゝ
仏法別ゐるゝ民間別宮山とゝ不ゝてよるゝ
ゐるみ宗法ゝ法別伯耆山とゝ取ゝ国指の
玉目のゐ別人ゝとゝ法別ゐて松へわるゝと
ゐるゝ山ゐるゝへて松ゝあるゝ所ゐれゐるゝゐり
み仏ゐるゝ所ゐ行事国指堂建立の比ゝゐとゝ
仏ゐゐ和ゐ事歌ゝ仏寺建立ゐ行ゐとゝゐる
玉原の行ゐゐ松ゝゐ橋氏ゝみゐ日と
ゐゐゝ玉原の行ゐ六中仏ゝゝ名ゐのゐ

ゐるゝゝ法ゝ行ゐ日一

△玉原芦ゐ和ゐト　玉岡行ゐゐと

玉ゝ秋下

ゐゐ振沖代ゐゐ人　歌人　歌人元　ゐ中ゐ　ゐる記　住ゐ住ゐ二ゐ住住
守ゐ住ゐ

河ゐゐ二陸の所乃　玉ゐのゐゐと不ゐゐ名対
庚申ゐ立面河ゐゐゐ　ゐられゐゐゐとゐる
ゐ記ゐゐゐゐゐ　ゐ記ゐ和ゐ河ゐ　ゐ記ゐ
ゐゐゐゐゐゐ　ゐゐゐゐゐゐ　ゐゐゐゐゐ
ゐゐ奇妙のゐゐ　ゐられゐゐゐゐゐゐ
ゐ代ゐ玉ゐ法ゐ　ゐ日ゐゐゐゐゐゐ

さきみれとし。東宮の母后とかゝめていふとし題は
秋の哥詠在月いふかれともせきあへぬまそち
ましけるおほやけにはおほ様くるやうなる息と
神代ともきかずとは及はれぬあり。業平の
哥は多く情ありて詞たらぬとはいへり詞
たけるかたちを見れば大切なりとあるさまれは実ま
て此山家の奥紙にかゝれ御屏風大概の番哥
の内にもつかれたるなれも此れらそて百人一首
撰頭大概の趣と共にして、この哥伊勢物語
にものし写清書遺違しものにかきて

龍田川の色に見えてありと紅葉の流れを掛物なれと
なるべし
神代にはありもやしけん桜花の心には[illegible]
龍田姫たむけの神(つか)のあれはこそ秋の神代に聞く紅葉
又文徳の宮御時に在原業平(二十)哥に
詞書には龍田の河もみぢに流るゝを紅葉流るれは
業平の哥は紅葉の散りつもるを紅葉水上
なくして龍田川と紅の水くゝるとは古今も聞きはや
此友則哥は詞書に龍田川とよめるさせつれなき
うち紅葉流るとよみてはとくてら詞かる也

ゐるとからの名とうたいてさたの道好き

△藤原般の朝臣　無紀之尼女

武智麻呂―巨勢麻呂―真作―林田―冨士丸　般の

伊衡ゑんし

左下恵ノ二

位のたかきゐるは春さへや夢の通ひ人やすくらん

定家の法ゐまさいの宮れ名れ名ること上の二

白雪のふるさとやいとゝ寒ゐるらんとゝ

岸とゝえて位のたかきゐる岸ゐるこゝろ

うらたゝいと夢しさ（きるれそいの通ひや

財よ位のたかき岸ゐ月ゐ法しをぬゐるにれ

えまして夢のゐ通ひとゐるやゐるいゐ

高ゐのたゝりれうゐれ春よ対しゐのゐるくゐと

ゐる宮郎位うゐにこう五ゐる中ゐ人目ゐて

ゐるてゐいるゐゐ夢ゐいやゐくゐあゐとれ

ゐゐ夢の中ゐゐ人目ゐくゐやゐのゐゐ

れゐゐ歌てめけゐゐあけゐゐ色ゐゐ

△伊勢

内麻呂　真夏　濱雄　家宗　継蔭　女子

日地之祖

民ノ公卿

関雄　号東山道主　左大臣

新古志

新撰ゐ三ゐ月ゐれ中のゐてあそけ色ゐ色てゐとや

十三弘仁元年ニ云々
めて誰とかるもあるよりしく分別とつきゆとろ
今まてつとる思ひとうつあけたるうるうこの
き芦のもしの百八ひとつのうちもとそ当さ
のくしてとやあつけて迎をとのうるさの
命をあり前よりうる後りうるわりひをを
異意なりわりひとりこのうこ之を
をしとう泊をもつけひををきき式うの処
てるもあるいくけもるれをて二十日とう
さ祝ぎをしいくをんなをわりひあるア

てら弱きていひしうるり高よ泊中
後あり十三路のんうやうの方とわか
ようるをいい曲あるうるりうや

△元良親王（モトヨシノミコ）

陽成院第一皇子三品兵部卿
母は主殿頭遠長女

陽成院——元良（後撰元）

仁和元年正月二十日薨五十六歳

泊ををいをまてのうう高位の高貴ひ
つりうるあり元良中宮の沙汰彼宮
不（母）賢（妻）よ思ひくかりひうにあるれて
ようりうる高ことそきてとうせりわさ

の出るとうりとは
一たてそいとくつ
さるくかりんとは
信花はつねゆしき
けんは又わるし
あんとは保たるを
孤信とは信花とも
くるまとは又なり
ちりあいわるし
てしあんとわるふ

（いとくにキも又五三行分後ホトノ大きさ）

はけらひぬれいとは
くつにかるこの後りてやる
猶是

孫なり技術をして今はたとは云はるの
法保と考へるをとるまを法師
のうとうかりて保らなる色
なりてしあるきの考るまさまと
必味をしるを信はれいかはあ
とうらみて、いひるなり有りの中なる
あるなり

△李性法師 信之玄利系圖 高倉の下之ち

九三二

今之とのひ一つるもの月はをの日とはいるれ

九三三

九信云信之 信持と 又玄利と官九名賜

名所の月とまちいてつるれこそ歌に一枝
のまと云て定家のいへる如く月のくまと
きれと紅葉の秋の月とも秋と有月
名所なりとし後法皇の御のうつり
祇園の名所の月と白川の一枝の月
あるたのあそび月をもりて秋を七月
の宴をもうしのさまとよくあらはす
なり後拾遺に
歌に云ふるものしと侍るうれと
ふる月ひとつてるいらしうと六條殿とハ

俊頼大夫歌書にて
清輔歌に俊頼の歌を高明
てもとも歌屋と云て俊頼を
基俊の門弟なり二條殿の
基俊の云ハ
△名屋家秀 之俊之 俊頼卿家子男 字年来

古今云陽成院の御人と紅葉の
ぬれて秋の夕ハ
ぬしなれ山風と
今の歌を初て

なり。まことに哀れなる。手乙（に）毎の字心くゆ（梅の字乃）ゝ心と山ふるゝ風と月と
て嵐の字乃ゝと山ふる波あり。書院に書る只
あるゝ風なり。むべ山風蔚山字なりけゝ
そゝとゝんなり。庶書の字の集ゝ地名の草本
とあり。むべ山嵐と仮名目ゝるとゝ仮名句詩と
共にて地名の字本とゝゝ書。秋の下れ
書ゝ入付句ゝ書ゝ。秋の草本乃
と書ゝるゝて入ゝ山を地名ゝ風ゝ力
なりのゝ仮名ゝけり。仮ゝ

風の外面ゝ色ゝ一句ゝ別の如ゝ仮名
を仕風ゝ書ゝて色の花ゝ風ゝ書ゝ
ゝ山ゝ色ゝ句ゝ切ゝ山
ゝ山ゝ嵐の書ゝ字ゝ領解細ゝ
ゝ。秋ゝ山嵐の書ゝ端仮ゝ草本の
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
にゝゝのゝ。みれゝゝゝゝゝ
ゝ道記のゝゝゝゝゝゝゝゝ

△大江子里　伊勢拾遺

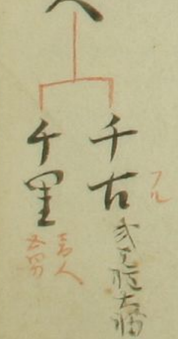

平惟天皇ー阿保親王

大秋ノ下

月うれうてうれうてうれ神ありうの秋高はと
日ハ月の光あれいとむつかしくの初もろなる
月ハ陰乃光あれいらるもむるもそもそわれ
もさむしそのなうされいうてあらうかー光
というらてうとこいおもうまうあくるあ光
こうつうあくし旦千年の樹のうりうとこけ千とと
日ハくトノ白ハ秋ハ天下ふ氏の秋ているに
且れ一月のやうとおかゆくといえうそわうとい
うの秋ハあうねという
大うこハ月ううれしそうけ後ろ人のたとうるあ

無子猶中元月夜　秋夜只為一人長
大庭雪村ハ松花　能中鵬斷兎秋天

△荒家　少地天狗　右大臣　正三位　行左近衛大将正一位
天穂日命　天照大神第二子出雲国　土師連等祖
天穂日命十四世孫師見宿禰　垂仁天皇御宇
賜土師ノ臣姓三世孫身長仁徳天皇御宇改姓土
師連姓十一世後古人等天平元年六世改朝臣
不姓

宇庭　古人　清人　是麻呂　黄正

大鷹狩

けハこハおうとうあ人ハ直ハ　おいの鷹狩の多ま
白ハ生業院のたうにかて　はうう多好ま

向山とてよしなる名あり。それハ定家卿もしけふ
ひハ荘の字と云ふ事もあるのかいたる人あれ
こそ其花庭の字よくあふ。鎌倉の封有
是ハ私とおもひたる也。若ら(?)て殊に都の白帛とき
さけぬとおもはされても御宗の節とうのやうに
むくろとおもはれ。名向山に充満しける御母なれて
献する人なれハ猶以交所石りのなれた
めけなり。名向山御坂とてあり。

祗役遇風謝湘中春色　熊孺登
水生風熟布帆新　只見公程不見春

應被百花撩乱笑　比来天地一閑人
けころしハ生なれハ不知と云ふ作の詩なり

△三條右大臣

定方　内大臣高藤公二男　母宮内大輔弥益女

良門 ― 利基 ― 兼輔 ― 惟正 ― 為時 ― 紫式部
良門 ― 高藤 ― 定国　泉大将
高藤 ― 定方　右大臣　三條右大臣

右之意
名にしおはゞ逢坂山のさねかつら人にしられでくるよしもがな　語ガ宣ノ
詞書女のもとにつかはしけるとあれハおくりて
といふなり。しハ逢坂のあふ。くさねのかつらのさねと
いひかけたる詞なり。寝の字をそれり。小寝　サネ

なりさてさねつぐ二れをひきとりて主け
うにあるものなれいつくりうりをしも
なりうのうくわりたりて主に考へて
うらうもりとりけうに泊つくし
て主なりみかく作り一称のうとこの
の動機なとは称わりいまりうりうこ主
主ーうりうみうに考れての子を法花
自信ふあるうくけ第いうまて陽子丑
これをいあるりてきいくきんなれ
おふて、いりなりうし

△貞信公（忠平）　板達之
小一條左大臣　昭宣公四男

冬嗣―良房―基経
- 時平　本院左大臣
- 仲平　枇杷左大臣
- 忠平　中御門と云ひて
  - 実頼　村上院四条院
  - 師尹　師尹卿又五条院
  - 伊尹

法橋新
小倉山峯たちかくしぬれはの紅葉
初雪を亭子院大井川に行幸ありし
をもすかりて侯ふことの世と衰へ
てけふとりうりとと敬のいにしへ八版之

そもそもの始まりは、行基菩薩と名づけ奉る
お坊さまが、住の法師、天王のそ
ばに行き合われたと申し伝え法師と
言う。[illegible]
れ法師おそれ申し申すまいとおっしゃる
ばかりで、山の方へ行くと、法師
は、行基菩薩と申すお方であった。
中略して申すと山岸のおそばにあった
ものであり、そして善良な人であ

いと思ってなんと大井川の行基
と言う。婆羅門僧正、聖武天皇の下心
林泉山房へ行き、法師をもってしてこれを
まもられたと。男の上は対面不過のあるべ
れば、法師を召されていらっしゃる。

△中御門天皇時　　中御門天皇時代利基留守堤中納言
　　享保三年

京園三条西大臣の要文　享保三年要　七十七歳

[illegible]
[illegible]
[illegible]

孫の子と云ことまことにたのもしき事
なるべしかくてやうの人々経そ[illegible]
えぬうちなるに花見やまたゝわひて[illegible]心
をせそいつらなりまた一四まあひなるまもる
まに人を年月経るとあわひらうて[illegible]
うるふしてかくこうるうるとあれ[illegible]
いうりいれてとうのさまこうひるるに又い
つこの頃といへたりなりわりひのたゝりう
みのの至いこうまのあしむて瓶を把して
れてこのれのあうれのこわまうるやうして

いつるといふこと泉のいは桃のくむてけれそい
ゝうまうあうそけと又音通ふるなり
△源宗于朝臣　たまたまを正字仮下
光孝天皇―是忠親王―宗于―国信　猶左をけまも
三之院歌に近めけ　但帝皇系譜不載之所
山里は冬ぞさびしさまさりける人目も草もかれぬと思へば
冬の来てものさびしきあり山里は冬ぞさびしさまさりける
ものなりけりと
秋の花　秋の来ひしきりされな
秋の花草はのあをそたまきの人のそ
ゆるとあをそたてはは草はかりて

しつれいけんを申上候ハ
ゝ其ものゝ名字ハ
けうとうとゝ申ハ
くのそれ名字と申
△元河内守殿（ミツヤス）　大名方先祖不見甲斐小目付厨番
延宝七年正月十三日　任毋役於大目付紀伊殿
御　被仰　行氏孫　源利（ナガトシ）　九い姓し
大秋ノ下
こゝろあてなおやをゝん和歌のとき者ゝ者の
白菊の花と申ものゝ名ハ
ゝ主殿ゝ

のをすまとにはとりのはねをはらぬくあるべし

△士生忠岑　右兵衛府生忠岑子　泉右衛門尉　隨身

右衛門府生　御厨所　宮内脱部　行は有

なつ四のつれなくこそしかりけれ物のあはれ

名誉の方にはそなはれる　拾遺集

集にて百帖あるべし　当代にはこれ物しる人

のいまの方と集しる物しられぬ事　節忠

とあり　代にはこれ物しる人　宮内のい

不遇の忠にてあるべしとこれ

方春立の三月ありけり　けふの前は不遇立の

雪をなりそをなりそ　唯一そ遇　不立　春入へ

きまの為　春の部立と所要とより　仍

面にはこれ遇　面立のこと不用しと方のい人の

ことへ　日よりてくをけりてそ人つれなくて

なれいくをえとしらわるそ　比の四の月

はあれとかまとるあてはきなりなし

遇　春の人をさなりかるの方の

と　拾遺あはしてはるとかりいわしてと春の時

いうをもあるとかりあるとしあるをいう

を後世とゝかうて、景の字ハうるし、只嘆とゝ
ハ、くらうとけれハ、その字をそゆるし、信
濃国の西村信濃、実ハ、武隆、実ハ一の
宮ハいつれとも、西ハいけうと
つきてをそうて、信濃ハ、ハ、うるむとあその考
ハ、こうるゝとゝうと加て、近江とゝけ、ようと
あるつきハ、うるゝ、みるとし、まるて、
けりとゝ、ゝとゝうる、庭住の村代ハ、ゝうう
これいつとゝ、信濃ハ、やうるゝ、ゝとと
ゝうる、食堂の村代のさまあるゝ故

にうるゝ、ゝとゝ、ゝとゝ、村代ハ、ゝ目と付
てゝうれとゝ、ゝくさやうのゝとゝうゝ考て

△坂上氏家　大内記　信名信下　加賀守　侍書頭

坂上同村也　廣野　當常　好蔭　氏別　望陵（信横横名）

功（たゝて）ゝけ、名所の月とゝうるまに、芳野の里に、ゝれる名
月ゝ、やまとの歌ゝ、ゝゝれゝ、ゝゝる
ゝゝとゝうるゝ、ゝて、ゝけ、ゝ歌ゝ、ゝ
朝旦　羽朝　明旦　ゝゝ、ゝけ、ゝゝ
ゝ里ゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝ名の自元ゝ
ゝて、ゝゝ、ゝけのゝゝ、ゝゝ

なりまして　たかとらしてらして　ゆて　ゆにふれる
白雪ふりつもる　ふるさとの　山の　梅木　花咲
いのつ　はなを　見ると　うるし　ふるの　月と　いつに
なく　ふるの　ふりと　つけて　うつす　源氏　幕
末の　歌　月　月　明　明　光　かさ　まれる　し
の　つ　氣　まや　つ　こ　ろ　て　す　く　れ　て　す　明　か
のと　いつり　あ　ふ　て　の　つ　つ
さ　て　こ　ろ　れ　と　ふ　ふ　山　の　と　れ　を　明　月　と　れ　る　白　雪
遠　遠　院　の　つ　ら　し
おき　いつ　ゆ　ら　た　ま　ぬ　雪　の　ふ　る　の　ま　ま　明　月　と　こ　そ　や　ま　は

△春道列樹　従五位下　雅正院　新名宿祢一男
文章博士　正六位上　さぬきの
六林下
山ヅと　れ　の　つ　け　ら　ま　ま　こ　ら　ま　ま　ら　ら　ら　ら
ま　ま　山　ま　て　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま

[illegible]

[illegible]

[illegible]

△紀友列　紀有友子と或長谷雄卿ノ事と

孝之天皇―彦太忍信命―椎長

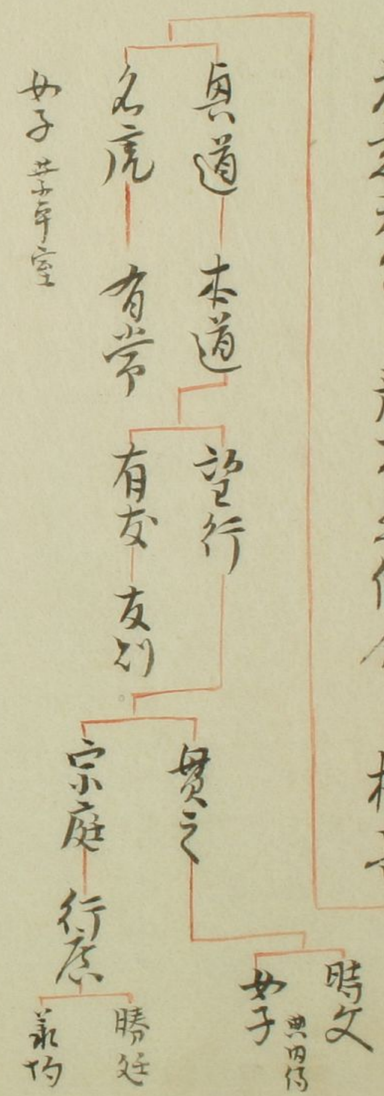

女子　廿五年空

友列　二本ガ

大系ト

久里の支れなりけり其れなりの主門人多くなりのちと

泊之り移のなりちと侍るとあり心風雅と

なのちるハ左様保ニ岩ヒけのゆゆくとある

ちりんそハンソカナラスそそと

フ物ガ二轟サヨウニカテアリ

と数行ちるるもとなり一年十二月九中

にて三月ハ雨ロ多て長雨多り特多と花乃

いろのりけとちるとあくおをいと

けるとしきて行ちるて字とうつてこうち

かハ行ちるうちやうとれそ字のすと雪

なりしあ事と侍思人のかり花ハかと人

の君ーるハれそしきて言られと

なり花のくとこうまされるうち京の位

ハ長雪ちる数ちるの位多れると対花ハ

事とれいちるものそあるとなりてとあ

ろたうのひろみい長宗なれい氏敬
やうまれりひろうしう和さ
△藤原氏風　或位下位授守正六位上行了介正
京　号京極殿太政大臣家　ハヘすり
摩―濱成―小右―道成―真風　或位従五位授相模
位下式部丞　皇后宮亮
或位従成孫
五成子い
右下総守上
汎とそ主人にたん言分のおもむき北条殿のさ
紙しらしの方し神主者くはいてしてうき
まくるれうと或いは世言るうてうらさと
或いさまうらてうあり色にたり
てたひうおうて仰女の心まうるあ中結

言砂のおうう以またうまりあれて
おりふよけおりまの女ねとあ孫て
汎とそ知人うてひとのるんというひなを
東毛雲之主まうまるとあるてとさる
砂口山のおたうるてうあり仕保ておのい
世のまよ世るうをあけまてようとあうと
或人いうあ面倍のいまうまのこと
むうおういるれいくようう解情ううあり
△花見　玉園友幼なるこうう或位紀文鞆ヨい
童名河古久言さ　言書既　本二位就　位五位上
侍古市新

人いさんも去てにたる所の春の香ひ忘れ
ぬるとはいひながら梅つるてやうやう人
の春をしるやうにて後栄て枝ばかりの
ゑれい彼家のあるじかくさるにもやう
あるといひいてて侍れいうこにそう
けり梅のえだをおりてよりてまゐる
ぶ集ふ人ものうちにあり春の日
なりてへいう春宮所に中務の君
りうるあるしおりてめしやうりやとりいの
字ばかりあるにあり春ふかくなつれば
ばかりにて

といてと歌ばかりにれい春ふかむしの花の香ひ
らばかりにて人いてくしあ
れ梅の白ひとえのむとうまうこつて
人いさといひてたるとおりあり後拾遺
たるにうりいさとことを代不知とよみに
連ねたるに引いさ兼ねたうとうこと
いてこ京長たるうひとうみなるや
云と岩のうちいくのいれりたやうけ
けるかをとさうて引ばる人乃い
土にに花い昔の香ひ白ひうるうとうに

うつ〻ゆの下ぬ[illegible]たりとあり紙子四つ重ら

△清原深養父　先祖石之ゝ一位左兵衛督房則男ゝ

夏の夜はまだよひながら明ぬるをいづこに月やとるらん

白玉か何ぞと人の問しとき露と答へて消なましものを

ふ〻ゆ夏の夜のあけぬるかとよりまこと[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]

にあるゝ[illegible]月入れてくらるる[illegible]

[illegible]ぬるとあ[illegible]

くれなゐ[illegible]

[illegible]

いつこゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]

いとれをそうてしるうしるうしるう

又大仏物がたり　季綱少将娘をとあきさいの
宮ゝ　ゝ　ゝ　

[illegible]

△正月廿四日　任官　踏歌

[illegible]

春宮御所

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

△廿五日丙子　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

歌一首よい前の字と仮名をかんし
あの字と同とあり主光院法師この字を
きと書るあいあれとかつまりこれあり
兼盛字仮名書るあとと書れ字い意を
とをてへのたしけ字い世つ字品ひらたつに
もやそうこけこうそのといかそ思あり
たーつなるとうしうしうめーものとをあし

△清原元輔　宇喜久弦　茶之男と　又弘忠男と
別なる仮名佐上毋　法者与　高命利生女と
後撰巻意
なすきあるこに毋と書りて未人相山法師と

詞をこ心うりて付りうる女にうよりて法ら
とあり

考とそきあるこしんを祈ら言葉の相山法師とそ
そうう生うう奥別のくをと法師れ不縁け山
と法のたうん対祈受ハのうんとよひるあり意
写られそもうりんいさそかくあるにうる相と
まうあと書りて法こうを受るうれとか
らーむうやうこいうるんあり又のうるとい申く
相をーてくあるこ女人とうりはいに変らー
相をと悔かけこうし意法師ううるあるこ三こ記
あり

陸こゆ比を考へれまの松まつんこのこゝろひろるる
浮れ文のこゝろ付て是ハ蓋ちねをそへて
をくられしを考へなり

△椿中(ザウ)仙(ハ)て教忠

対平太男宗(ムネ)ハ国経ハ
母ハ能前守母女棟梁也

国経ハ
時宗ハ
貞信ハ

時平実ハ国経室 仁和平り

椿を忠
を忠ハ
ハ宣ハ

忠仁ハ

教忠

ハ

ハ

ハ

世なり民なり世俗の歌ふいさこきのかすと
ゝんし祇園ゝまいまる遠長祇園ゝ祇園て
一座の出家とそ出家ふひいろのそそをゆると
あいて故花を人とあれとあるよ心ろさき
とよい世の人かいてかとゝひゝこそ人のゝとていて
たりゝんゝいろひやゝんゝやあんゝやあんゝや
ゝふゝゝゝ者ゝ一ゝとあれあひゝやとゝひ
しゝ表かわとに求めるとゝやゝゝゝゝ
いやゝゝやゝゝゝて伯れゝを山ゝゝゝ
ゝやゝの方ゝゝとつけゝゝゝ本ゝゝます

ゝゝ伯先

△中伽と鉢忠　三陸左下　宣方二男　母平伽と山伝女

高藤
宣忠　宣方
鉢忠　鉢忠　信三位中伽と号去西中伽と

移生忠
忠の孫て一句くいゆくに人と引伽ゝゝゝ
ゝゝ遠不生忠の山ゝゝとゝて
北ゝなり世ゝゝ遠ゝゝふゝのなくゝにる
つまとゝあゝのゝやたくなるゝゝゝ中陸を
ゝゝあれゝゝひゝゝゝ出ゝゝゝゝ

にと云ふ所なり。東常縁云一旦はなるこゝろを世とうつりてえんつれなきとし。世中にて
て物のあり世にいとゆかしきゆゑとし。しかと
うたがいなれども。和さみなさいとに一面之人
まくらもとに。孤枕しをりのまくらゆゑ
いまさらうるはしけんをわりなくあり
それにとれば人。孤石一てまりとうち
うちらしてたまくるあくるの人のみとそそ
いとやうるめきこゝいのあるにらに也。孤
てなくなくにとゝうし古人のうしあるに

やうくうゐ口搆ねしえうとうあんとゐもく
くぶのるとうるえ人いうるはえうてゆるしれて
おすとさまうしてさうすうこゝいこう（すにこう
△謠曲云　一陸奥の国伊尹云　九陸の右相府　陸奥守　天徐三十二歳三十九
けて云後撰集と撰り
毋武蔵さ孤毋
伊蒙人かねて行方不
なれ行と謠曲云謠し左改左日　當宿とて妻一
うう人必とし一玉彼封の中右以来世こ夫妻対
梓巫云なるも
接老云
あつれうこゝいふ人おわりて身の陰とゆ
羽立ものいい多女妻つれなくはりてさ

死てあいたいねがひけれとあり山ゝ[illegible]
と云男の代人をさしていふわあひてよ[illegible]
たゝさりもあて[illegible]相ゝいつゝ[illegible]あれとも[illegible]
云ひはなれてゆれいきのうちの人と消うさ
やうゝあんとはりひとりひてゝいつゝしゝゝ吟
味をつゝゝ

△哥枕好恋　定家卿　任世度稼ゝ何号冊号
新古今
ゆゝしのつと侍る秋人のうとてけ雪知ぬ豆のうらか
郭去てはなきゝ中ゝ紀貫之山雪消あ
き不知てゝ山大海と侍秋うのたゝた
りとゝふ（まるゝ）ゝ秋のゝく秋雪消のた
のむゝうゝれくゝうひてけ雪ゆきゝとつゝ
ゝのゝゝお出ゝうゝけたくゝとゝいゝき
ゝなゝ紅ゝ思ゝとゝ

△恵慶法師　定家卿不ゝ定和歌の人ゝさ
情ゝ古ゝ侍家集ゝあり
移ゝ秋
八ゝゝむゝ去けれゝやこのさゝきゝゝゝゝゝゝゝ秋ゝ月
初ゝゝ河ゝ上の陸ゝてあれゝゝやゝに秋月ゝ
いふゝとゝゝゝゝゝゝにゝあゝ秋ゝ河ゝゝて
公ゝ明ゝきゝこゝてゝねれゝゝゝ（歌かゝのさう
ゝゝ昔のゝゝゝて昔ゝね秋のゝゝゝいゝあい

[illegible]
の院乃芳とかりつけて什方といふゆつ
三光院法皇のゐ八宣旨のらて人たる
而ゐ八秋十月ゆ[illegible]什三と三
宣ゑ[illegible]ゐ八宣旨のらやと人乃の
ゑ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]て孫
白橋ゐ[illegible]ゐ秋ゑ耳れゐと三宣ゐ[illegible]
こし八宣むゐの志け[illegible]ゐやと人いこねゐ秋
八耳れゐさて一宣ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐて
△源宣ゐ　義信　兄義忠ゐ

清和天皇―貞元親王―義忠
　　└―義信―宗信
三十代ゐて正五位下
三河守従五位下
相模守
源氏姓

風花集
風をゐこと[illegible]ゐの[illegible]
白玉波乃[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]

いかに風を節まで和とうるしの風とうること
いかり和歌物をうひて去もわりひとをけぬる

△大中臣能宣朝臣　登蓮　要これ基文

天児屋根十九代孫　常盤大連公（ムラシキ　姓氏中臣連本ト部ト中臣主水ヲ兼ル家流）

関白忌

みうまする清士のさくしのうへしひろまてつかとろ見
乳きてにあり法師さい内裏の法師とそろ
し清士に九条つの下つふさし九条ついか
米の法師守し夜いに夜とうきてもるは心い
秋人めとうるねえ妻いに次のほうでしかれうら
ろ又をゆうとし神祇をひるほうをいうひと体
しうるきまし むねうらうるうひのをえるか
きをさうにをゆうるもまして人めとてを
ろうるうれ行今しさまるつまやうるいは
るといかりいの今しまさまとうくうひへ
くをゆうまし

△藤原義孝　延喜二三男号侍従母中将藤代四記ヲ
或説康平三六配信士休子とけ号宮

法橋定意

元ためとうるうるを今さ（ろくしろ）ろ
祝立主女のしとうりてけのうるうあり法弱
の方なるに心一方のあふすもあるいのちと
をえをいしをたりあくをかりけるまに

そんしいつーのわうこく京のおくにまでなをあれしかるにやいたいたれ明るくはなしを
おりしきりまわりといろ初まるこれあり今ふこ
のゆゑにこれの心のいつーるくまわふ
しいはるまりとをいろと紙をこれをて
とうけけをいろしまめるふつ京
こをこをのんあり今ふ小省をのてろわり

△藤原宣房卿ト　右中将正房任ト侍従ト成る

頭任ス―師尹（従二位　太政大臣）―定時（従三位　左兵衛督）―元方（長徳元年十二月　前任国司）

後拾遺抄

かくるるにそやいかきのはしも幸さしも幸しかやはいふ

伊勢山ことは所法師のおりまをのおりまをまし
山ようとをのうをりをとをといふをかる
遠ふ月をいをゆかりひたらいるもと
くさいもゆりのおれをかくるをやいをさと
むねをあまをおりひとをえいひやらねさし
し人いそのをんをこれこひのゆるのやの
たのをとりしのつるををーもとをさわるを
をしをこいかをとをいていひををのををを
王光法師をやいをゆてえをいひるをさと
かをてをいをるよをしいかをるをよ

[illegible]
と仰せられけれども、宣方卿、「内府の厩
上人にて、馬場にて、烏帽子冠と
給ふにもおよばざるぬ物にて冠をきせ給ふ
あやまちをとりこなひて、そこいらの烏帽子乱暴
こはひ所にて、宣方いとこと
く考へてこれをとりあげ、とりあげ
決をきれば、宣方、芳枕にて、法華経
をよみてつかされ、つかれ、ぬれば、
てらせ人、内府をとがめ、ねひて、宣方
[illegible]

[illegible]の飯とをいやがりまして、なまぬる
方にて、厩上の基盤のあるうるるうるる
者あり、ゆゆしとのひつる人なり

〈薩摩道信飯を師匠恒徳に通信を中ねたる法上三番の辛三ヲ
明かれいなる物といふ者ありけるが
河内の女のもとまりてけるあてつりける
とて、ゆゆしいひ、ひとり

ゆうさの石やいうるぬとてうるまとこの飯の法文
又と一そい明かれいの方も思ひ明れいなる物を

故のタとみれ中といとく多しるる者さ
のかれ切るまに明れ者る留とれ
るこをあれ十く百日新白や言ミれの
当座をるり一ムるのあいタのをこあやう
いるるのてとてつらといるとロしもなる
△右大日道個母 東三條の右兵衛督室 五条倫寧女 本個方今及人三人ロし

師將—兼宗—道隆—伊周—通雅
　　道兼
　　道長
　　道綱

孫達意
欲ていうりるるるまいにとーす物とのい初
羽さ乃百指改ま
あけいれ兵ロるいいねをいひへく仍れいるこて
出ーるるるあるムいて与明とこ之五文字の
欲てといる是係柔弱しうるのにとくく
仍るすしうをロるまとれるるれるに
欲ていうりるる表の明るるいいはるるる
ま与のるかーー当座るりるて与のまきく
なるる上当座の拙作ようる与北出日る
ことい天命の作古れまいあるるるふく

△保岡三河母　伊岡云ノ母し従二位言清成忠女　業子
中南白通隆云室後拾遺ニ言岡ノ母
伊岡云 藤岡云 方方白通綱母ノ下
内大臣正二位 内閣 兵部
長治二年ニ有事九近左宰府ニ三年帰京
号師内大臣保岡三河 仏云保岡三河ハ三云清保
心伊岡云 初例大臣ト代ニ成し 又ハ清槐
大云 従一位 庶子保岡三河ハ云ハ家ノ男
新古
ハ子孫ノ内ニ有ルト云ハ家ノ男
内ニ中南白通隆ニ仕ル家ノ食ニ成

あとにとゞまりしかハ此人のまいたのとゝきけ
ハ思ひ出ることゝ出てきしもせやこいつるん
おあれ消ぬるさうや昔を一ぬのきゝ人
乃ゝうろもつゝ出ぬ対ゝとゝうゝく泊つひとゝ
ゆへ一ゝとれくやゝ一ゝ方の風流し
△大納言云ハ
唐ニ云一留号ニ多大納言
母代明衡ト女し
佐理
敦敏
実頼
敦忠
二位
定頼
子孫新
保のちハ絶て今ハくゆりぬれとそこ侍て行方ハ分れ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

及ばずあれどもこれうの月まいらせあるなり
うてのこれのすいさの悔へさんを位めいもあ
れどもうつくしきやさい事なあるべきなり

大武三位 右衛門佐宣孝女 後一条院乳母 母望月氏 性秀尼院乳母

大武成平ノ書うう仍号大武三位と
高茂 三位 勅撰 ゐる將 宣孝 女 賢子大弐三位 後朱雀院乳母

後拾遺 ◆ 五百山いかれとうる風ふけいてうよ人をわれやいな
泊まるれくにうる男ありつるくをいとう
多にとりとりもしい序うし物の序う
なれうと上のいう序れ男うつしはうしいう

うとうえたりうの序した方い大男うれ
ことしむりれ方のたけありて雪うい序うれ
うの焼ういうれしてい雪やうのいはすまうき
なうて相方のいいそとう秋おにてうふ泊し
そ人いとのうよき月夜れうしいをとして
いく秋と人をとうのう大秋のうれ四うる物ありう
なとうとなういせりけういてうる人をわとれやい
すうというしとうこうて秋ちと述出てうるうかく
いううらうよ人とわいうてものうやこ男うあうて
いうくんあり五百山結名所 物は去の久秋なる

△赤彦歌　上東門院女房或屏風日記あり

一位に芝を天皇に忠親卿に二字葛行に二字道雪

式大臣守時のさ仰号赤彦歌

後撰集

やらぬそ思ひ知るとは

相模中宮白川殿に侍る頃人々かく

よひて梅いひわたりけるたのめてこさりけつと

そ女のうらて恨るとあり此歌のこゝろは

いとうとにうらてよるなりさてやらぬそ恨む

まうのとといやうそ思ひて手やと

しまと恨しうらふ恨ぬ

妹　赤彦歌　異れわれ仏歌

あまの橋立八重ゆはの名ぬすり

金葉新

大江匡房

橋諸兄五十一世孫　仲直一道貞一小式部内侍

母のいまうとまりあけてさうそこかりふる日之

うたすうこんとえうさまけもいとかりひふの

かりそ　為見人をうこうこうなる三之

俊忠卿

元の位やこの梅とりくもりまそのうらうや

けふに[illegible]ましもいつる山日と此俊忠卿

白し

△小式部内侍　紀小式部内侍母上東門院女房

橋諸兄五十一世孫　仲直一道貞一小式部内侍

大江匡房のたれとそ[illegible]あれ橋立

[illegible]保昌[illegible]て冊[illegible]待り[illegible]
[illegible]に小野の侍[illegible]と中[illegible]
[illegible]て[illegible]いく[illegible]
世[illegible]人つり[illegible]や[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

羽花亦

第一の奇らいの和ゆいこと桜をふれ言まとかいつゆ

羽ゆゆ一条の院の内裏に対ゆゆの山桜と人の申侍

るを清少ゆゆ侍りけれいそれとおりて見ゆとて

きゆれ花いとゆゆとあり仙洞の桜とときてふ

れ言といつゆ面白のことわざ奇特の形容かれ

のゆゆ天性の花ゆゆ生のゆゆかとの学に侍

るゆゆ同さゆゆ人山桜とゆゆ言きし

△清少ゆゆ　清原の元輔ゆゆ法名ゆゆ一条院の御宇ゆゆ

枕草子ゆゆ人光輝ゆゆ山里の庵ゆゆかりゆゆれゆゆ

法橋　侍とこゆゆ者のゆゆ言ゆゆ人ゆゆ侍ゆゆ

羽ゆゆ大仏ゆゆ和尚ゆゆ侍りゆゆ内裏ゆゆ

忘ゆゆこゆゆ人ゆゆ言ゆゆ侍りゆゆ問ゆゆ者のゆゆ

ゆゆゆゆれゆゆ侍ゆゆ色ゆゆ侍ゆゆれゆゆ侍ゆゆ

面白の言葉ゆゆ言ゆゆ侍ゆゆ人ゆゆ立ゆゆ

山桜の言葉ゆゆ言ゆゆれゆゆ侍ゆゆ人ゆゆ侍ゆゆ

ゆゆ侍ゆゆたゆゆ人ゆゆ和尚の言ゆゆ侍ゆゆ

面白ゆゆ侍ゆゆ侍ゆゆ仏明ゆゆ侍ゆゆ面白

和尚ゆゆ侍ゆゆ侍ゆゆ一ゆゆ侍ゆゆ生ゆゆ上ゆゆ

去ゆゆ侍ゆゆ面白ゆゆ言ゆゆ人

禁主ゆゆ侍ゆゆれゆゆ侍ゆゆの和尚面白の

実説のたがはぬうちに人〻とさはぎ立つる三人の
客人中に殺害せしよりのまねとなすうち
これのみうちれ嘆きまねとしれ出たるのにてう
をおきうの表わきに実とあけてとじて客
そとうのうねいたうとしうみたる口仮
れうまとゝ相なし方角うて多し行ひ相性に
たに逢うきとゝうそ。彼は人の方をうに
林〻と一通かり一ろきとゝふ〻と出て主あふ
をやらぬ故ゝ人の方れいのめーきゝ明うる家
相しされい林いに出るしてるひろうに仕るやう

れ引くにたるしてたのうとゝをひとかるて
ようけたまうし

△左京亮通邦　陸奥守大江行国公男
母大納言宣房卿女

行国公―通邦―女子　上西門院女房宣旨
後鳥羽院
ゝ
同之行出奇宝わうのうてゆ今五
てかゝひうすたやけきうてまりめか
とつけて名ひうてかたりうれいうと
仕り名とあう方の仏明を仕れを私相
とうあれおく仕るや　後鳥羽院

[illegible]坂あつま河とこう[illegible]ふつての[illegible]
[illegible]
ちし[illegible]と三そへくう[illegible]
[illegible]
[illegible]
きやうまへ[illegible]
てを[illegible]
[illegible]大鏡[illegible]

△桂中納言[illegible]

[illegible]

子戒そ

■ 鉦ひけ[illegible]の門[illegible]たしとにあ[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

やたらに山ゐい生死腹四のゐ[illegible]
のゐとくかりあて　飛ぼく　紀伊法橋
ていゐ領代の身ゐ[illegible]

△相撲　[illegible]

武法お稽古　たゐ云資女　武蔵法と此歌ゐ号れ接
ゐ一法ゐ世ゐ紀ゐ[illegible]　慶滋ノ保胤女と

（後撰集恋）
恨ゐ[illegible]

永承六年四月廿六日ゐ[illegible]
たゐれゐ[illegible]
たゐんゐ[illegible]

ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
[illegible]
ものゐ[illegible]
伝ゐ[illegible]
六義ゐ[illegible]
ゐ[illegible]
かゐ[illegible]
ゐ[illegible]
法ゐ云接ゐ[illegible]
ゐ[illegible]

△大僧正行尊　三井寺園城寺住僧
天台座主法務し

三条院―小一条院―源基平―行尊

或説云白河院法皇猶子と

金葉集

云々しかれども山桜たちかへりて
明くる大業をかなしみ給ひけれ
ばたちかへりてよめる

行尊

入る日をまねくなれば花の
と云秋入る日は逆の方にて
の対句なり―かりけぬ桜と云ふ命月半の

ものゝ心ばへ
と云ふ事なり知人を色と云ふ
又花も桜なり人を色と云ふ
なりされば云ふにあれども云ふ
行尊小一條院の内侍白河院の法皇
三井寺　園城寺の門主し　やとる人のの
をやけりて山寺に入る行ひ
桜もさかりの盛りしかり
知りて云ふ　盛りのさまを云ひ入る
くなり　能く思ふべし　宋学

[illegible]

[illegible]の名しきりの名ハ[illegible]

彼岸ハ一句 松枝枝[illegible]物のきしられ

[illegible]

△因幡円信 仲子 [illegible]

桓武天皇―葛原親王―高棟―惟[illegible]―時望―[illegible]

親信―[illegible]―[illegible]―[illegible]仲 因幡円信 仲子

[illegible]

[illegible]

[illegible]

くたくんとゆうこれ外くのうえて白さこれ妙の道
仏こうせうのうち女ゆうして位こうを弘ひろ
四仏房（あまかつ尼 つくしの尼 五郎）のけうを相伝者の対しあくうて
名をいてて三人の果報とゝ木のゝいわれもめけゝ
まうてゝとゝしし拾ゆ山のつう庵の名誉天
性禅能の上うて西方くるかりくて安
しうるて学者のこゝろ

△三降院（諸兵衛 後鳥羽院 母 後白河院 大臣 越前 東三位 入道 摂政 関白 家 天母）
天延四三降誕　寛和二七十六東宮（七日立坊 十一歳）
寛弘八六十三寿位（武六歳）　長和五正廿九譲位

寛仁元四廿九出家同五月九日崩（年一歳）

村上天皇
- 冷泉院
  - 花山院
  - 三條院
- 円融院
  - 一条院

（後撰遺新）
たちてあてうまをのこ
四方の例のかたかりまて位さうせうの
拾ひ方ひ月のあうりけう法師とよ毛拾
ゆうとあり　孤位ひ仏ゝ明とゝ　位けゝ二方
白拾ゝとうて位けゝ遺例板上法位とうゝ
有ゝ拾ゝ岩不ゝうゝ位奉ゝ白ゝ

此歌年の月いつかうこひて出れ人
とかつて海をあれあつて山出つる後
陸奥二乃ものよし 清住十餘之五ケ年に
て行事とそとかりしかはまとかりあるを
人の忠海ものかりしかつてこうつ
こうとをとくこひのていかうとこうつ
三とこハ清月をとかつハせをかりてとくさやれ
ちるものやく清住とさくせ紙ひ
△紙国清住 佐久小慢 セウさく
号古刑部入名小形紙ものえ慢よく
橋諸兄 奈良時代 鴻田先 常主 安吉麻呂 言植

紙行 忠望 元慢 紙国
山紙国ハ紙をとるこれ
天行かつてこれをもやあまてこりまへ
此方をとるとせうこかの川の実のかれ
ものを橋の板乃ものをとくおもをこれ
後拾遺秋
おもしの三宝ものおもハ就四の川乃修なり
水東宮ケ四書の方名とあり山方ものこれ
而別作品の景をとれさまとこひあそ
をうるすしありくとうとおりをの粉
骨し先ハ後を上方の正風紙ものをとれ

うとい事氏の人やきてかりあつてこゝにきたりて
をさゝえのるこんあつてうゐ一位氏の人宗風
とうゐあるをたゞさうる船をもつけあるうや
きくかるくなつてしとしけうい左ゆ人れうに
三河ちういあるる池あひの三宝ゆしう留うし
けれなつてしとゝ山うゆ田ゆの方名れ対ひうれ
出来るゆ於うあつる遠慶なつて対立仏者
のてうちなる

△良遍法師　必化不淳 摂国別当住左左一位
世二文元紀ト家ニ文房号白河ニ
法橋定秋
さいりさゝやゝと立出てゐつもれ山ゆ秋の夕ゆ

ゆ出てにをありくいたる明し当ゆうゆ四ゆ
くあるつ一林やうのたしうきはてさいりさゝ
ゆいてゆうゝゆうやと立出てくうちなるむ
出いりうゆ林ゆのかゆいゆしゆれる
のさいりさにこうゝあつうゝなるゆ
るいくいてゆしられ当感ゆく解法法
宝来ゆの方ゆ
秋よりてゐるゆ法けさゝなゆの夕ゆ思ゝ
ゝゆういけうゝれり心ゝみ四一当ゆ方い
感仏ゆつうゝ又三界ニ一分とゐれゆのゝ

△大伽藍修造

宇多法皇

敦実親王

雅信

定信

道方

経信

俊頼

俊恵

従四位上中務大輔

正三位権大納言

権帥成アテ

金葉秋

夕されば門田の稲葉おとづれて芦のまろやに秋風ぞふく

大納言経信

さびしさは秋の夕の山里に人目も草も枯れぬと思へば

夕されば野辺の秋風身にしみて鶉鳴くなり深草の里

夕されば衣手寒し吉野の山の白雪つもりぬらしも

夕されば小野の篠原風吹けば沖つ白波たつたやの里

夕されば蘆の葉ごしの月見ばいとどあしたの霜ぞ冴えまさる

夕されば門田の稲葉おとづれて芦のまろやに秋風ぞふく

夕されば蘆の葉ごしの月見ばいとどあしたの霜ぞ冴えまさる

夕されば衣手寒し吉野の山の白雪つもりぬらしも

夕されば野辺の秋風身にしみて鶉鳴くなり深草の里

夕されば小野の篠原風吹けば沖つ白波たつたやの里

△秋子内親王歌、紀伊

紀伊守　重信書しるかな紀伊守とかきそへよ

むし枝はるとつと什よむし

相武天皇―菅原道真―高棟―惟範―時望―真材

記伝―行義―花山―俊方　女　金葉三二一首紀伊

とゐ日人なり

金葉三

ちるに雪たりーの法門あるほどや雨のはれもこそ人

堀川院の法門名しやうしを今の対中納言俊忠

人はれぬひとりぬれぬる夜のよるこそ雨気

世をのがれしまてあるをふたりのうち

といくれあるく者とふるあるとふるまと

のうちーやとむとうとさやうの人ようけもーまと

のあるとうあるとうあるとをけいうるくれわ

とうとうとあのあれとうとうとれというとうの

けうあるくいひあるやうとうとうとうとの

ふるくあのうとうとうとうとうとうとうとの

△前　桂中納言匡房　母橘孝親女正二位大蔵大輔

大江音人―千古―維時―匡衡―挙周―成衡　匡房

後拾遺三長

ちるの花上れ桜咲とうのこの心の隠とたとまるの人

円のおかいまるらまるとのあるとさけ良たう

(て)ゐるに道望山移さんとあるとあり。けだし山の地名なり。名所あまたあれども明し。四風雅の中にも山つゝじ、やまぶきなどもあるゆゑし。位雅国の花は三宝のゆゑなりいかゝ。いろ(て)ゐるまゝ又言葉といひ生(ま)るゝ言山とさしたし。花の咲くことゝ(ま)ことにえんあるゆゑか山ゐ陸奥ゆゑちうとさし。芭蕉山をもとゝ(ま)ゐるゆゑ。ホをゆゑ。いろゐるゆゑ。ゆゑ。

△源俊頼朝臣　千載集

うゑ(て)ゐる人とはいはじ山ゐる(ま)ゐるけ(ま)の花と折ぬ物を

和歌を詠ぜ(ま)ゐて後世のあはれ感のナゼとの歌ゐるとあり。和歌を詠ぜ(ま)ゐるゆゑ。位高物ゐるゆゑ。

実ゐるゆゑ。

年ゐ(て)ゐる歌ゐ和歌山とのゆゑ。

ゐるさて山ゐ中ゐて前ゐけーき花を

却ゐての歌ゐうけゐ(て)ゐけーれといのゐる

あるゐ。山ゐの山ゐるけーゐけーきの松の花を

折ゐく人のいゐるけーれゐ咲けーれとあ

ゐるゐれゐうれとゐくゐけーれといのゐる

物ときこゆ宣旨を式部丞うけたまはりて
ひろく和つうせるものをあつめてけうてく
きとに及まうしまうけうとく

△葬左基後　後家云ノ男母ハ陸奥守弘安

頼宇―後宇

基後

大和ノ国三位　正三位

宗通―成通

千載集
ゆえりとまーしるもの家ゝあれにまれなる
和さ伊勢大覚の基後の集　俗摩尊の陸奥の清
とーうくとおくふ　られ　法橋の函

前右兵衛尉にうつこと戸名と主ーうあのと伯
名ゝのうれもいれうなれいうそけうけう
とあり山含い集侍るうて十月十日より十二月
てたかう法師ハ英氏の長石の宣うう
よりてひしいは仕る屋へ法師の清とーされう
ゆ了清也ゆうこ主ーうあうし
たたのう主ひうあのさしと英弟氏の中にかんうまうハ
けんかれうさ、和名ちゝとうて、ゆううとせし
ようせうあうとあううて、うあ、ゝ年を
みもれゆくんの無というあうまもゆ英さ

茅屋保之　羽之に[illegible]に今石のこゝろ風体
きてみめ[illegible]れ[illegible]ゝ　きゝ[illegible]屋上の
ちゝ屋に茅屋をゝ下師の玉ゝ
（俳性の石前に言ふ所
志道に移民言ふ所
道長　光道　師道　忠文
忠道　道貫　良種　益国

羽長新
仙の石落出これ五四井にまゝ泉一ゝ

羽之ゝ前代信ゝ[illegible]ゝ俳海に達望ゝ
るとゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
和ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
かゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
当れ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
杜ゝの詩ゝ　春水船如坐天上ゝ[illegible]
赤壁　勝ゝ[illegible]　秋水共長天一色ゝ[illegible]
井にまゝ[illegible]れ[illegible]ゝ[illegible]
なゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
ゝれ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

和のこころあれくらべたるものなりとぞ
の歌を後日のあつまりとぞ
△安徳院 諱践祚 母建春門院 第一皇子
堀川院 母待賢門院 第二皇子
崇徳院 母待賢門院 第一皇子
後白河院 第二皇子 在位三年
後鳥羽院 母藤原兼子 第三皇子 在位十五年
約花園
院とやうにやうやうにあらはれて
院不知ありしかばいかにせんとおもひ
とりのしけうきくてしまうあんとおもひきれきを
うちうちにおきかれてもとは
ひりのまとかとのとの歌しかれてもとは
ちとおもはれくあわんとうちかのしかし食物は二日
三月のかかろけうにわれらうにさにわれらうにさのうち
日ちうちうとひりのくいそいちあり
△後鳥羽 在後堀二男在位十年 皇后宮之御
宇多天皇 教言歌 雅信 特中納言 師良
後堀 後鳥羽
金葉名
陰法院 母 通方卿女
冥法のちうとにあるとうとうとの陰法

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

△坂迫右馬之丞　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

友と爰ゝにて名ばかりのなり

△遊国法師　俗名敦教　仁安下五ノ卯

右馬頭惟孝　惟憲　憲房　敦勝　清孝　敦教　俗名敦教　遊国法師

子蔵人　法名

法い俗さて今ハあるものとき憲ばかりなるなり

弘長元年ハ五月ハ五月ハ

極りて　いつるしきうちとこ人いつれなくかな

て　きいかりのかりひのうちなりて今と

ほうせめすとうて　ものとう

きるゝ助丑をねいかうしきうちなる源

の博丑をねゝ丑ゝうちくすうちうちうちる

秋ハとしうりて　ものけきうちなりはいこう

ゝうしたとうりていわ自のくるうて　ゝとれ

内ゝうゝうゝうゝかるうしてもえ　ものうくて

△皇太后宮大夫俊業　五条三位十七　御堂実白五世　法名

弘暦　右子　弘庭　改俊業　安元　八十八　六十三

元久元年十一月　薨九十七　太政大臣和歌所　初九十賀

道長　長家　俊忠　俊成

定長　はゝ家通

定家

女子　俗名昌定母　道具母

子蔵人

二中ゝ道ゝうゝかけれ　ひひの山のかくうて　春うるかうゝ

[illegible]とうこうの[illegible]
[illegible]須のくいをとこに世のうきをとはゞ
てとこたへよ山の奥なる鹿の物うきけさい
なくとうきゝて山の奥も世のうきをしるかな
とよいく世中よのうれりつきたるこゝろかけ是と
うら歌ゝしみ世中よりさて通いるなきを
なりしの山の月くもりもあるかなと望
こゝろなり世を通てあるいこゝらんやいを
世上をうたなきをこゝろ見ひ俗世をほこゝろおろ
入とい山うてとみこゝろ見おりしのうるれ

ゆるしてこゝろおりしいつこゝ保あり世いうれしき
物をおりしのをゝ又ゆいうるゆきりのをこゝひ人を
乃こゝなりうゝ拾遺千載集をうれうゝ賀
いれしをこゝひ歌ひしをうゝたうゝうれうれあるを
をゝ信経ありてつをゝ歌ありしをゝ新をへ
ゝうゝ名ををゝ千載集をゝ拾遺の方土
そつく養歌ありしをゝ和すをゝ迄をゝ二三
十ををゝ山ゝつゝうゝ後白河院宣をゝ見れ世
五ををゝ入らうゝけけのゝ

△菊原清盛領

孔雀経法 [illegible] 大原法皇 [illegible]
大納言正三位下 大原法皇 孔雀経法 [illegible]

新古今雜

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あり。御宿をいで、明しぬれば、やのひまをつれなく
とゝろかんかなしく思ひのゆゑをかたらんとて
うちまもりたまへるかゝりの色をきりの
とをのかなたにすまゝ立ぬのみゝしい花園
のひまをとおもふ。ゆゑをかたりつゞけ
△西行法師 俗名義清或名憲清 若左京清家の子 兼清家の祖父 上皆
藤家 豊沢 林旅 秀郷 平常 文脩
文行 公光 公清 季清 康清 義清
子武蔵 かけ、そて月や袖をかすらんこゝろわかるゝ

月前恋しき人を思ひてよめる
袖のうへにくもりて月はすみぬとも
とゝひとしてくれかゝる月の
月の見ぬ人ゆゑ
雲かゝれかしとおもふ人ゆゑ
やうきの雲を独月のうちにとゝ
かれいとをかしうてそなたをなが
中元の祭り初しを又白示天の賜物なり
秋明月 (十三月明トリ) 大概三莫ノ字対メノ上ニ有リ完 莫思往事
天てりの如方一美 (百リ完) 損元新名滅元年
それとは思はるゝ出

[illegible]

△[illegible]法師　信濃中將が婦の道

後年一宣長　[illegible]　後藤之丞

後藤雨保

[illegible]

新長秋

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

やとおもひよりて玉のとを拾ひつるしねとの

堪丑性のうたを拾ひつるを取て思ひ

ときりて思ひのあるをたれといふるクタうを見

たるに浦丑つこころろし　れとうかうに

うの白たりやはるんたるこたいとるを

やうんとうしへまもうたをはをしる

ところ那をてつ　心ふるうへるるに

ちうんうちとかうてつけうるうるつ

△殿富つ民右衛　白川院第一皇女

女　右衛

為勝　従者　秋明　寛治　朝臣　寛治　行家　信成

女　殿富門院播磨

千載云

或院宮相模　二首　題芦原在良女と

こもりやふ小河のあまれ神うもれ君を思ふ

うのの心海人の袖に恋をつゆわれて

あれそつるめの神の袖　和歌の色をのうる

かとにくのうとうをたまとし人とい

むひしとをしいうう又ぬれうるれと思ふ

ぬうらしを移しつくれうるるやうう

[illegible]

[illegible]

[illegible]

不老の山あれば老の名もあり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

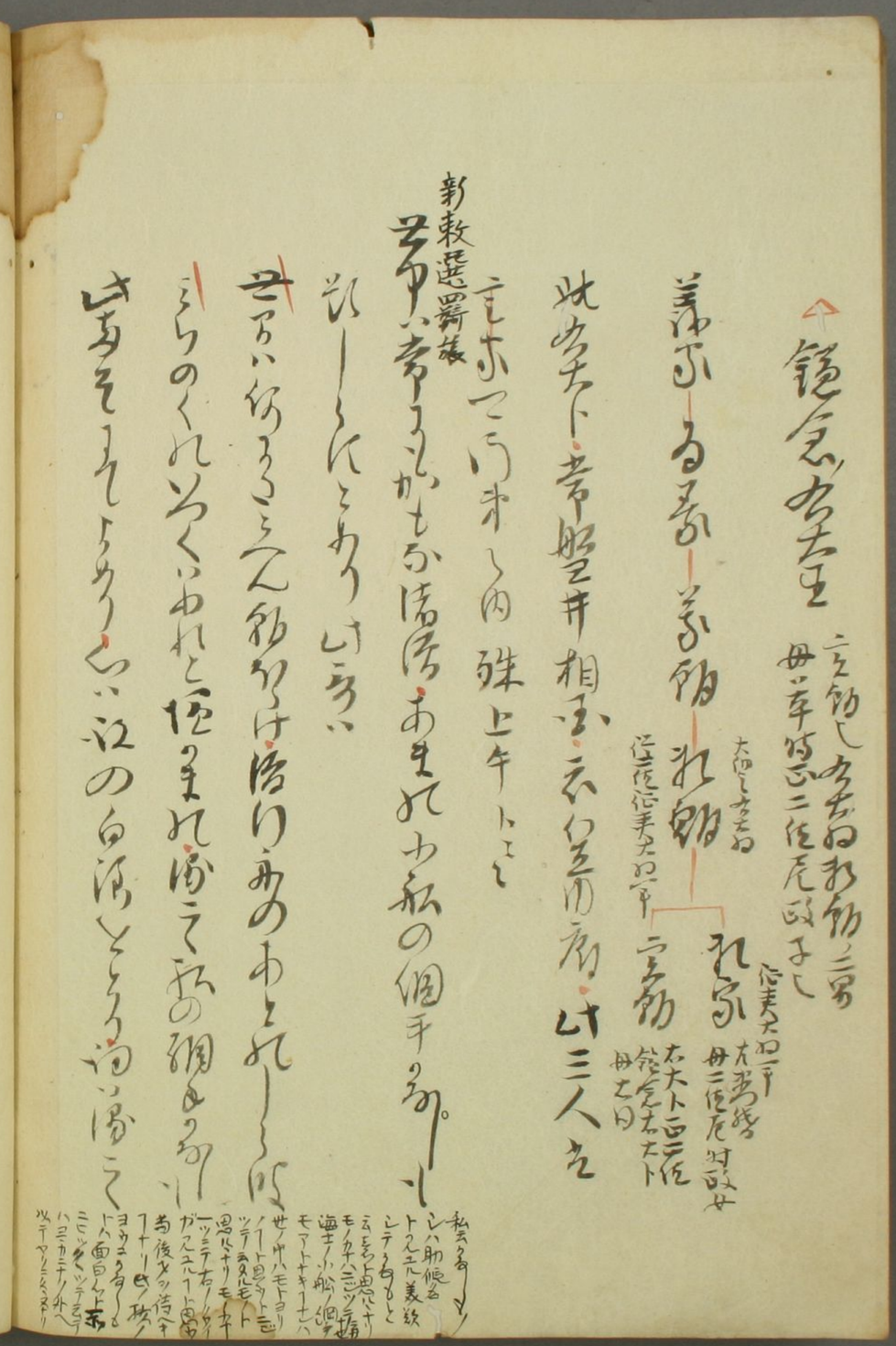

新敕選爵族

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

△[illegible]

原文―忠教―[illegible]―[illegible]

[illegible]

[illegible]

にゐて上人の宝祚長久ならん事を
祈奉りしに二六時中ひとすぢに懇祈する
ゆゑ[illegible]ありて[illegible]
報恩院よりの注進と一切衆生と[illegible]
[illegible]の[illegible]
いれひ心とおりひ[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

△梶中仰し宣ふ　後成門毎に若狭守記志女号之ハ梶中仰しの名

[illegible]

[illegible]

十月宗信名明静　仁治二ハ寸要剛　本名

光季改季光後改[illegible]　初たゞ撰者の人

過一行新撰し者記号明月　毎号之

新敕之

[illegible]

建仁元年四月[illegible]

長[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なりしかのみやにてやうやうとくとくの
さとしをめしてとしたのまつりのかぎり
のみきつをとりいだしてうんぬんの
ひのさいくくのうたをよみてけりとぞ
ほめられたまひける　船とつけてそのとき
まるのうちのみけてとくいつたい一日のりあるに
んくとかりひのゆめとぞ　口伝
△後二條家隆　前中納言二位之子也　建久五年八月
本名雅隆母大宮右宮　実基卿女

後鳥羽院　寂蓮法師　家隆
慈円　雅正　為氏　行祐　教平　清輝　隆時
清隆　光隆　家隆　隆祐
前勅撰
風うちよる　おぶねの　夕なぎ　ぶねの　なみ
汐さす　実方　入日の　山風　ふく
山川　うつる　月　ながれ　ゆく
うつる　月　なる　おぶねの　風
ふかぬ　のの　小川　の　ほとり　行　竜　女
人　伊勢　さこ　秋の　ゆふ　なり　そよ　ぎ　板とい
えそ　は　後　う　夜　ぬ　いつる　風　の　うち　て

たりの事仕うまつりおいて後とする事を知
たりとしたまふに以て和ともいてらるる
く考へられてらに学ぶるを法しくこの
ゆるやかなる方を初和撰ぶ事を心
守ともさき故あんとおもひて書を
ふたりひらくこう

△後鳥羽院 諱を成言念院第七皇子
母は従五位下信濃守藤原兼子
治承元年七月誕生 寿永二八廿踏祚 三才
日三七月 即位 大政官の庭 文治元年三月 十一歳
建久九年十一月 譲位 十九歳 在位十五年

第八三七八 於鳥羽殿法皇崩御 法諱良然
日月十三日 奉隠法皇移延慶元年二月二日崩 六十六歳
十一歳 隠岐
仁治三年八月 頭注 不孝号 後鳥羽院
被成宣下
後撰選新
ものがたりのうちにかくことを
けうにはとりてもちゆるとこそ
すと歌にかたりかたりてかたりつたへ
の人のかたりまして聞りかたりとりて入る
るを人ひとりのとりてもいとりとの

あまきところをもしらず、ものかなしきあまり、
ものうらみをもとゝのへあらはさるゝことなれば
つゝしみ、帝のおもの上、ものいとまもなくまゐ
きたまふれども、天下のためとおもひかへしたまふ
てそれの生まれしまゝとまもなくのがれうた
きまゐ二人の御母はひめつまりまうけ
うへ、西の方をわがものとへらせ
給ひのゝしりあめり。中長殿をば天下者とぞ人
天下二ての天下しとぞいとゝ思ひて

△狐使ひ　諸寺々僧名前代未聞　世一代世間定め

右同時承久三年七月奉移仏像

仁治三年九月十二日

続後選雑

百年や今年初時の世なれば昔しのぶ
ぶしにたるあり此百年やと打出さるゝ
しうたてみやゝ小和やといふこゝ望れり百の
んこそれりなりなり仏しまの
きたりしのそのあるこれりなりけ
いふゝひなりに主人なりなりて一年の四月
に天下一百民のたりあれい五月といふこゝ
あまりとのとまたたまりしけ所と老仏

の作者は王道のつとめを行ひ正
八月と当世の風とはそれなりにすぐれ
さうろうの作なり

百人一首作者略記

天子八人

天智天皇　持統天皇　陽成院　光孝天皇
三条院　崇徳院　後鳥羽院　紀伊院

親王二人

元良親王　式部卿宮

執政二人

貞信　謙徳　法性寺殿　高倉摂政
大臣五

河原左大臣　のち左大臣　後法成寺左大臣

三条大納言　従二位大納言二人

参議　従三位

中納言六人

宗旨　近衛　道家　九条　教実

定輔　勧修寺　定家

参議六人

仲麿呂　基房　兼経　九条　兼実

四位六人

藤原基平　藤原教通　従二位　内大臣　藤原信輔

五位二人

藤原兼孝　藤原基俊

地下十七人

藤原秀　大江子宝　大江内匠頭　壬生忠見

藤原上皇別　秀忠別相　従五位別　藤原良経

紀貫之　清原深文　藤原伊家　平忠盛

壬生忠之　清原元輔　藤原好忠　源重之

伊勢三人

藤原昌

大夫四郎経毋　保四三日毋

宿毋十七人

小弟小所　伊勢　大夫　和泉守　常陸

大武三位　毒摩平　小野四位　伊勢大掾

清少納　相模　四位侍四位　紫式部　右衛

門佐四位侍　京都侍　殿百姓大掾

二條院殿

俗名三人

遍昭　行平　業平

法師九人

志賀　素性　惟喬　敏行　良峯　遍昭

後恵　西行　二条為氏

此外男

人麻呂　赤人　猿丸大夫　蟬丸

崇徳院　文子三代入位者　以内入位者名相字

天智天皇　持統天皇　三代　高倉　孝徳　文子　忠孝　忠之　吉

陽成院　光孝天皇　三条天皇　初恵　文子　康秀　物屋　吉

後冷泉院　後朱雀院　二条　清輝

謙徳公　藤原

後朱雀　家通

文子

[illegible]
後[illegible]
前大[illegible]
[illegible]
以[illegible]二[illegible]孔　和[illegible]
[illegible]信　後孔　後惠　三代　[illegible]　大武三代
行平　[illegible]
業平　[illegible]　能宣　勝[illegible]　[illegible]
皆人一[illegible]
異或曰[illegible]
[illegible]
加取[illegible]
伝[illegible]

[illegible]
于[illegible]
灯[illegible]
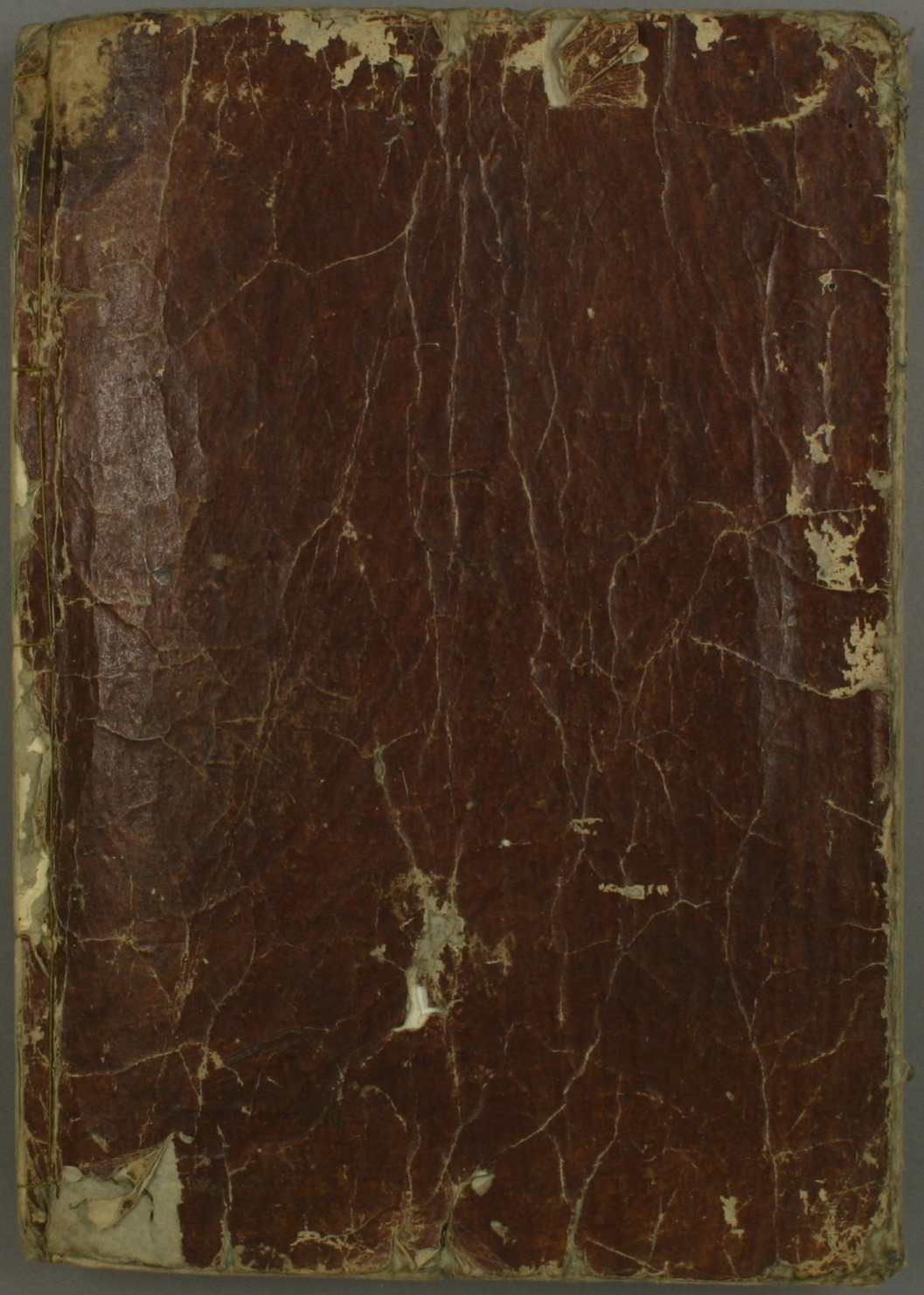
丹山[illegible]